

各県立学校長 様

(県) 教 育 長

9月21日以降の県立学校の授業等について（通知）

このことについて、本県の新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況が続いています。

しかしながら、県立学校においては、次に挙げるような状況が懸念されます。

- 実技・実習を伴う授業が十分に行えない。
- 就職・進学に関する進路指導が十分に行えない。
- 試験等、一斉に行う必要のあるものが実施できない。
- 学校行事が延期となるなど、実施できていない。 など

このようなことから、県立学校の教育活動については、感染症対策を徹底した上で、下記のとおりとします。

また、別添の「通常の登校及び授業を再開するにあたっての留意事項」を全ての生徒に配付するとともに、各教室等に掲示し、留意事項を周知願います。

記

【授業等について】

- 1 高等学校及び中学校は、9月21日より通常の登校及び授業とする。
- 2 登下校、休憩等を含めた学校生活全般において、「通常の登校及び授業を再開するにあたっての留意事項」に基づき、感染症対策を改めて徹底すること。
- 3 学校行事等については、状況を踏まえ、内容の変更や延期等を適切に行うこと。

【部活動について】

- 1 県内外の学校との練習試合や合同練習等は禁止とする。
- 2 校内での活動については、基本的な感染防止対策を十分に講じた上で、「新型コロナウイルス感染症対策に係る和歌山県高等学校部活動ガイドライン」に沿って実施すること。